

## お知らせ《 information 》

**不正改造は犯罪です！**

自動車は、生活に欠かせない移動手段となっているのみならず、娯楽の道具としても認識されており、様々な部品等が販売されています。

しかしながら、①クリアレンズ等不適切な灯火器及び回転灯等の取り付け、②運転者席・助手席の窓ガラスへの着色フィルムの貼付け、③タイヤ、ホイールの車体（フェンダー）外へのはみ出し、④基準外ウイングの取り付け、⑤マフラーの切断・取り外し及び基準不適合マフラーの装着等の不正改造を施された車両が存在し、国民生活の安全・安心を脅かしていることが問題となっております。

これら不正改造については、改造を実施すること、改造された自動車を走行させることの両方が法律により禁じられており、これに違反すると整備命令の交付を受けたり、罰金等の対象となることとなります。

国土交通省では、これら不正改造を排除し、車両の安全確保及び環境保全を図るため、関係省庁、自動車関係団体等と協力して、「不正改造車を排除する運動」を全国的に展開しており、特に6月を強化月間として重点的な取組を行っております。

皆様もぜひ、この機会に不正改造の防止についての理解を深めていただき、その排除にご協力ください。

◎不正改造車を見かけたら、下記まで情報をお寄せ下さい

東北運輸局青森運輸支局 検査整備部門（電話 017-739-1506）、八戸自動車検査登録事務所（電話 0178-20-3161）

**バスの車内事故防止についてのお願い**

ただいま、走行中のバス車内での事故を防止するため、「車内事故防止キャンペーン」を実施しております。

走行中に席を離れると、転倒など思わぬケガをする場合があります。お降りの際は、バスが停留所に着いて完全に止まってから席をお立ち願います。

また、バスは安全運転に徹しておりますが、やむを得ず急ブレーキを掛ける場合があります。満席のためお立ちになってご利用いただく場合には、吊革や握り棒にしっかりおつかまり下さい。

バスの車内事故防止に皆様のご理解とご協力をお願いします。

東北運輸局青森運輸支局・（社）青森県バス協会

**自動車税の納付をお早めに**

平成22年度の自動車税の納期限は、6月30日（水）です。

自動車税は、下北地域県民局県税部窓口、金融機関のほか、お近くのコンビニエンスストアでも納付できます。

コンビニエンスストアでは、休日・夜間でも納付できますが、納期限を超過したときは取扱いできない場合がありますので、納期限を守って納付してください。

なお、納税通知書に付いている納税証明書は車検の際に必要となりますので、車検証と一緒に大切に保管してください。詳しくは、『下北地域県民局県税部納税管理課』まで（☎22-8581 内線 210、211）

**戦後海外から引き揚げて来られた方々へ**

税関では戦後、海外から引き揚げて来られた方々からお預かり致しました、約87万件の下記のような未返還の保管証券類をお返ししております。

- 終戦後、海外から引き揚げて来られた方々が、上陸地の税関・海運局に預けられた通貨・証券
- 帰国前に樺太（真岡、大泊、豊栄、留多可など）、満州（瀋陽、吉林、撫順、鞍山など）にあった在外公館、日本人自治会に預けられた通貨・証券等のうち日本に返還されたもの

【保管証券類とは・・・】

税関が保管している通貨・証券類には、携帯輸入が禁止された一定額を越えたものについて上陸港で引揚者から税関が預かった『上陸港扱いの保管物件』、外地からの引き揚げの際、在外公館又は日本人自治会へ寄託され、最終的に税関に移管された『外地扱いの保管物件』があります。

返還のご請求はご本人だけでなく、ご家族の方でも構いません。『もしかしら家にも・・・』とお気づきの方は、お気軽に最寄の税関までお問い合わせください。

○お問い合わせ先

函館税関監視部統括監視官部門（☎0138-40-4244）

〒040-8561 函館市海岸町24番4号 函館港湾合同庁舎

青森税関支署

〒030-0811 青森市青柳1丁目1番2号